

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 県南建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	市長公室	企画政策課	企画調整係	0248-28-5500	白河市行政分譲地建築助成金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002449.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002449.html</a>	住宅新築・取得	補助金	市内の行政分譲地（第2白鳥ニュータウン〔表郷地域〕、田園町府ニュータウン〔大信地域〕）を購入後、1年以内に住宅新築の工事請負契約を締結した方などを対象に、住宅建築に係る費用の一部を補助します。 【補助額】 ○補助基本額（上限400万） （個人向け） 住宅の床面積3.3㎡あたり10万円 ただし、対象者が若年者、子育て世帯。新婚世帯に該当する場合は15万円。 （事業者向け） 住宅の床面積3.3㎡あたり15万円 ○特別加算 建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合に50万円加算。	【対象者】 （個人向け） ・土地売買契約締結後、1年以内に建築業者と工事請負契約を締結する方 ・納期限が到来している市税等の滞納がない方。 ・行政分譲地の同一区画内において過去にこの助成金の交付を受けていない方 など （事業者向け） 次のア～ウのいずれかに該当する方 ア：市と行政分譲地の売買契約を締結し、その1年以内に住宅を新築する工事を着手する事業者 イ：市と行政分譲地の売買契約を締結し、その1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者 ウ：市から行政分譲地を購入した者（個人を除く）から当該分譲地を購入し、市が初めの売買契約を締結した日から1年以内に、住宅を新築する工事を着手もしくは建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者 など
白河市	市長公室	企画政策課	企画調整係	0248-28-5500	白河市来て「しらかわ」住宅取得支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003801.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003801.html</a>	住宅新築・取得	補助金	市外から移住するために住宅を取得した方へ補助金を交付します。 【補助額】 ○県外からの移住 最大200万円（県補助金を加算した場合） ○県内からの移住 最大100万円	【対象者】 ・県外在住者又は市外移住者であること ・若年者、子育て世帯又は新婚世帯のいずれかに該当すること。（R8年度より） ・当該住宅の持ち分が1/2以上であること ・補助金交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して補助対象住宅に定住すること ・定住する地域の町内会に加入し、又は加入する見込みがあること ・定住する前の住所がある市町村の住民基本台帳に基準日以前の期間が1年以上記録されていること ・市税等の滞納がないこと など 【対象住宅】 ・建築基準法等の関係法令に適合していること ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅については耐震診断を受けていること など
白河市	建設部	まちづくり推進課	まちなか居住推進係	0248-28-5533	白河市空家バンク改修等支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002669.html</a>	空き家	補助金	空き家バンクに登録された空き家の改修費及び清掃費について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修費補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○清掃費補助 補助対象経費の10/10かつ上限15万円	【対象者】 ・白河市空家バンクに登録された空き家の購入者又は賃借者 ・白河市空家バンクに登録された空き家の所有者（清掃費補助のみ） 【補助要件（主なもの）】 ・居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること ・市区町村税の滞納がないこと ・当該空家に所有者が定住しないこと ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること（購入者又は賃借者） ・改修費補助を受ける場合は、10年以上定住すること ・清掃費補助を受ける場合は、3年以上定住すること（購入者又は賃借者） ・清掃費補助を受ける場合は、3年以上空家バンクで売買又は賃借すること（所有者） など
白河市	建設部	まちづくり推進課	まちなか居住推進係	0248-28-5533	白河暮らし空き家改修等支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009087.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009087.html</a>	空き家	補助金	市内の空き家を活用し、移住・定住する場合の改修費及び清掃費、建替に伴う除却費について補助金を交付します。 【補助額】 ○改修費補助 補助対象経費の1/2かつ上限150万円 ○清掃費補助 補助対象経費の10/10かつ上限30万円 ○地域活性化加算（改修に伴う加算） ①地域産業活性化加算 市内に本店又は本社を有する事業者が工事を施工した場合 20万円 ②居住地誘導加算 中心市街地又過疎地域内に存する空き家を改修等する場合 20万円 ③空家バンク登録物件加算 空家バンク登録物件を購入又は賃借し、改修等する場合 20万円 ○除却費補助 補助対象経費の1/2かつ上限80万円	【対象者】 ①県外からの移住者 ②子育て世帯 ③新婚世帯 ④東日本大震災の避難者・被災者 ⑤二地域居住者 ⑥既空き家居住者（補助対象空き家に居住している①～④に該当する方。※交付申請年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。ただし、清掃費・除却費は対象外。） 【補助要件（主なもの）】 ・居室のほか、生活に必要な玄関、トイレ、台所、浴室等を備えていること ・市区町村税の滞納がないこと ・5年以上定住すること ・空き家の除却完了から1年以内に新築住宅に定住すること（除却の場合） ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること など

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	建設部	まちづくり推進課	まちなか居住推進係	0248-28-5533	白河市過疎地域等空家再生支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page008788.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page008788.html</a>	空き家	補助金	過疎地域等の空き家を事業用途に転用又は再利用するための改修や清掃費について、補助金を交付します。 【補助額】 ○改修及び清掃費 補助対象経費の3/4かつ上限200万円	【対象者】 過疎地域等に所在する空き家を購入又は賃借し、事業用途に転用又は再利用するために必要な改修等を行う方 【補助要件（主なもの）】 ・当該空き家において地域活性化に資する事業を行うこと ・市区町村税又は法人税の滞納がないこと ・補助金の交付申請時に、購入又は賃借した日から起算して12ヶ月以内かつ補助対象の工事が完了していること ・賃借者の場合は、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ることなど
白河市	建設部	まちづくり推進課	まちなか居住推進係	0248-28-5533	白河市街なか宅地再生支援事業補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page010690.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page010690.html</a>	その他	補助金	街なか居住区域内において宅地造成を行う事業者に対し、補助金を交付します。 【補助額】 ○1区画につき50万円、上限250万円	【対象者】 市内に本社を有する宅地建物取引業者で、第三者に販売提供する目的で分譲宅地を造成する法人又は個人事業主 【補助要件（主なもの）】 ・1造成する分譲宅地が1区画以上であること ・市区町村税又は法人税の滞納がないこと ・1区画当たりの面積が165㎡以上であること ・分譲宅地が開発後において宅地以外の用途にならないこと など
白河市	建設部	まちづくり推進課	まちなか居住推進係	0248-28-5533	白河市街なか住宅購入補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page010603.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page010603.html</a>	住宅新築・取得	補助金	中心市街地や街なか居住区域内に住宅を取得した子育て世帯等に対し、補助金を交付します。 【補助額】 ○中心市街地 上限100万円 まちなか居住区域 上限60万円 ○子育て世帯への加算 第2子以降5万円	【対象者】 子育て世帯等が令和8年4月以降に住宅を取得し、かつ取得日から1年以内である方 【補助要件（主なもの）】 ・18歳以下の子供がいる世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯 ・工事又は売買契約を締結する際に、市内に居住していること ・町内会に加入していること ・市税等の滞納がないこと など
白河市	建設部	建築住宅課	建築係	0248-28-5532	白河市空家解体費補助金	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006658.html</a>	空き家	補助金	長期間使用されていない空き家の解体費の一部を補助します。 【補助額】 ①老朽空家 空き家の解体費の1/3かつ上限20万円 ②不良空家 空き家の解体費の1/2かつ上限50万円	【対象者】 ①所有者（未登記物件の場合は固定資産課税台帳に登録されている方） ②相続人 ③上記①又は②から当該空き家の解体について同意を得た者 【対象空き家】 （共通） ・一戸建ての専用住宅及び併用住宅（1/2以上住居）の空き家 ・1年以上使用されていないもの ・公共工事の補償対象でないもの ・所有権以外の権利が設定されていないもの（老朽空家） ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの（不良空家） ・不良度の評点が100点以上
白河市	建設部	建築住宅課	建築係	0248-28-5532	白河市木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002371.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002371.html</a>	耐震化	補助金	居住の安全と安心を確保するために、自らが居住する木造住宅の耐震診断を希望する者に対し、診断する建築士を派遣します。 ○個人負担 一律 8,000円	【対象住宅】 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っていない住宅 ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
白河市	建設部	建築住宅課	建築係	0248-28-5532	白河市木造住宅耐震改修支援事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002370.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page002370.html</a>	耐震化	補助金	居住の安全と安心を確保するために、白河市内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う方に対し、補助金を交付します。 【補助額】 ○基本額 ・一般耐震改修工事 工事に要する費用の4/5かつ上限115万円 ・簡易耐震改修工事 工事に要する費用の4/5かつ上限69万円 ・部分耐震改修工事 工事に要する費用の4/5かつ上限69万円 ・現地建替工事 工事に要する費用の4/5かつ上限115万円 ○加算額 改修工事に伴い下記の内容を行った場合 ・リフォーム費用 上限20万円 ・引越し費用 上限6万円	【対象住宅】 ・所有者自らが居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・昭和56年6月1日以後に、増改築（構造的に分離した増築は除く。）を行っていない住宅 ・昭和56年6月以降の耐震基準に基づく耐震診断を行った結果、耐震基準を満たしていないこと ・過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
白河市	建設部	建築住宅課	建築係	0248-28-5532	白河市ブロック塀等改修助成事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004958.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004958.html</a>	耐震化	補助金	震災に強いまちづくりを推進するため、避難路沿いにある建築基準法に適合しない又は、地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修について、費用の一部を補助します。 【補助額】 ・対象工事費の2/3かつ上限15万円	【対象者】 ・当該ブロック塀等の所有者、又は所有者と同一世帯に属する者 【対象工事】 市内に存する避難路沿いにあるブロック塀等のうち、建築基準法に適合しない、又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却・建替え・改修であり、下記のいずれかに該当するもの ・ブロック塀の取り壊し、及び取り壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 ・除却部と存置部の取り合いの補修 ・ブロック塀等を除却した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の設置 ・既存のブロック塀等の補強

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
白河市	保健福祉部	高齢福祉課	高齢者支援係	0248-28-5519	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001296.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001296.html</a>	バリアフリー化	補助金	○住宅改修助成 手摺りの取付け、段差解消、洋式便器への取替え等にかかる工事費の9割(上限15万円)を助成。 ※工事前の申請が必要です。 ○エアコン設置整備費助成 エアコン設置費用の1/2(上限3万円)を助成。 ※設置前の申請が必要です。 ○火災警報器設置費用助成 火災警報器設置費用、3台までを上限に9,000円を助成。 ※設置前後の写真が必要となります。	○住宅改修助成 市民税非課税世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方。(一世帯1回限り) ○エアコン設置費用助成 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯で、住宅にエアコンが未設置の世帯。(一世帯1回限り) ○火災警報器設置費用助成 市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯。 注意)同居の子や配偶者が別世帯に属する場合は、同一世帯とみなしません。
白河市	市民生活部	地域生活課	地域生活支援係	0248-28-5511	白河市新婚生活スタート応援事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004886.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page004886.html</a>	住宅新築・取得	補助金	若者の結婚に伴う新婚生活のスタートアップに係る経費の一部を補助。 (新築・リフォーム・中古住宅の購入・新居への引越しし費用等) 【補助額】 ○上限60万円	【対象者】 ○以下の全ての要件に該当する方 ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した世帯 ・夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯 ・※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年返済額を夫婦の所得から控除 ・婚姻時の夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること 等 【対象経費】 ○新築・リフォーム・中古住宅の購入・新居への引越しし費用 等
白河市	水道部	下水道課	下水建設係	0248-22-0910	浄化槽市町村整備推進事業	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001033.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001033.html</a>	環境対策	その他	5~10人槽の浄化槽を設置する場合は、市が工事費を負担。  【分担金】 11人槽以上の大型浄化槽を設置する場合は、浄化槽の使用者が以下の通り、工事費の一部を負担することになる。 専用住宅:基準事業に係る設計額の10% 併用住宅:基準事業に係る設計額の20% 事務所等:基準事業に係る設計額の30%	【対象区域】 ・公共下水道認可区域、農業集落排水事業採択区域を除いた市内全区域 【対象費用】 ・合併処理浄化槽の設置に必要な経費 ※ただし、以下に掛かる費用は全額個人負担 ・浄化槽本体設置に支障となる物の撤去、移転、復旧等、建築物、樹木、水道管、コンクリート等の取り壊し等 ・浄化槽設置工事の際に生じる付帯工事、屋外コンセント設置工事、浄化槽の上を駐車場等として利用するための補強工事 ・排水設備工事等に必要な費用
白河市	水道部	下水道課	下水管理係	0248-22-0910	公共下水道水洗化助成制度(改装工事費の補助)	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001026.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001026.html</a>	その他	補助金	下水道接続工事の費用の一部を助成します。 ※建物の新築等により行う下水道接続工事は該当しません。  改装工事1件につき下記の額(ただし、賃貸住宅(集合住宅)は6戸を限度とした戸数に次の金額を乗じた額)  供用開始日後2年以内に工事を行った場合:15,000円 供用開始日後3年以内に工事を行った場合:10,000円 ※補助金額は、工事完了日を基準に判断します。	【対象者】 ・公共下水道処理区域内にある、建築物の所有者、または使用者であること。 ・納期が到来した市税、受益者負担金、下水道使用料を、完納していること。 ・供用開始日から3年以内に行う改装工事であること。 (補助該当になる区域は「下水道接続可能区域図」をダウンロードして確認してください) 【対象工事】 以下のすべての条件に該当する工事が対象です。 ・個人が市排水設備工事指定業者に依頼して行う下水道接続工事(官公署及び会社その他の法人を除く) ・公共下水道処理区域内での下水道接続工事 ・現在使用中のくみ取り式トイレや浄化槽を廃止し、あわせて台所や風呂場等からの汚水を下水道に接続するための工事
白河市	水道部	下水道課	下水管理係	0248-22-0910	公共下水道水洗化助成制度(改装工事費を借入れた際の利子補給)	<a href="https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001026.html">https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001026.html</a>	その他	利子補給	改装に要する費用を市内の金融機関から借入れしていただき、その借入れ利息について市が金融機関に支払うものです。  1件につき70万円を限度とした改装工事費用の範囲内(賃貸住宅(集合住宅)は、一戸あたり70万円の範囲で、350万円を限度とした工事費の範囲内)  ・返済方法 借入れをした日の翌月から1か月1万円以上、50か月以内の均等返済	【対象者】 ・処理区域内における建築物の所有者又は占有者(当該改装について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。以下同じ。)であること。 ・本市に住所を有する者で、納期が到来した市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)並びに下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納しているものであること。 ・償還能力を有すると認められる者であること。 ・連帯保証人1人を有する者であること(要件をすべて備える者に限る)。 【対象工事】 ・下流域の整備が完了し下水道接続が可能と市長が認めた日から法第9条第1項に規定する供用開始の日の前日までの期間及び供用開始日から起算して3年を経過するまでの期間に行う工事であること。
西郷村	産業建設部	建設課	管理・都市計画グループ	0248-25-1117	木造住宅等耐震診断派遣支援事業		耐震化	補助金	村内に住宅を所有している方の耐震診断および耐震改修計画の作成を行う費用を一部助成する事業を行っています。  自己負担費 6,000円	1から5まで全て該当する住宅 1.所有者の方が自ら居住する住宅 2.住宅建設の工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 3.在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅 4.重点的に対策が必要な地区などにある住宅として次に掲げるもののうち、そのいずれかに該当する住宅 ・西郷村地域防災計画及び西郷村耐震促進計画等に位置付けのある緊急輸送道路等沿道の住宅 ・60歳以上の高齢者の方が自ら居住する住宅 ・障がい者の方が居住する住宅 ・通学路及び通学路に通じる路線の沿道の住宅 ・老朽木造住宅が密集している地区にある住宅 ・住宅耐震化について普及啓発活動を積極的に実施している地区にある住宅 ・地震ハザードマップなどにより建築物の被害が大きいと想定される地区にある住宅 ・西郷村地域防災計画及び西郷村耐震改修促進計画などで重点的に耐震化を促進する必要があると位置付けられた地区にある住宅 5.過去に当耐震診断助成事業を受けていない住宅

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
西郷村	産業建設部	建設課	管理・都市 計画グループ	0248-25-1117	木造住宅等耐震改修支援事業		耐震化	補助金	補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該各号に定める額とする。 (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ1,150,000円以内の額 (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ690,000円以内の額 (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ690,000円以内の額	1から5まで全て該当する住宅 1.所有者の方が自ら居住する戸建ての専用住宅又は併用住宅(住宅の用に供しようする部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものに限る) 2.住宅建設の工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 3.在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅 4.平成25年8月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領に基づき、又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの 5.過去に当耐震改修支援事業を受けていない住宅
西郷村	産業建設部	建設課	管理・都市 計画グループ	0248-25-1117	ブロック塀等撤去助成事業		耐震化	補助金	ブロック塀などの撤去等に要する費用の3分の2の額(上限15万円)	補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当するブロック塀等の全部を取り壊し撤去する事業又は一部を取り壊し安全が確保される事業をいう。 (1)西郷村内に存すること。 (2)道路に面し、コンクリートブロック塀等の点検表(様式第1号)により不適と判定されること。 (3)高さが1メートル以上であること。 2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。 (1)補助対象者が村税を滞納している場合 (2)同一敷地内で既にこの要綱により補助を受けている場合 (3)補助の対象となるブロック塀等の部分について、他の制度による補助金の交付を受ける場合
西郷村	厚生部	社会福祉課	高齢者支 援・介護保 険グループ	0248-25-3910	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	<a href="https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kenko_iryo_fukushi/koreis_hafukushi/5658.html">https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kenko_iryo_fukushi/koreis_hafukushi/5658.html</a>	バリアフ リー化	補助金	手すりの取付け、段差解消、滑り防止の床材変更、引き戸への取替えなどの住宅改修工事費の助成を行います。 ※申請前に施工した場合は助成対象外となります。 【助成額】 ・支給限度支給額20万円の2割が自己負担 ※要介護認定を受けている方は負担割合証の利用者負担の割合となります。	対象となる方:①65歳以上の方 ②40歳以上65歳未満の要介護認定者
泉崎村		総務課		0248-53-2111	泉崎村住宅取得支援事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/news/page002025.html">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/news/page002025.html</a>	住宅新築・ 取得	補助金	【補助額】 ○住宅取得に係る経費の一部を助成する。 ・県外移住者で15歳以下の子ども2人の場合 最大210万円(うち県費100万円) ・村外移住者で15歳以下の子ども2人の場合 最大90万円 ・定住者で15歳以下の子ども2人の場合 最大80万円	【対象者】 ○移住者向け支援 転入日から起算して過去3年間のうち、2分の1以上の期間、福島県外又は福島県内の他市町村に居住しており、かつ、住宅取得契約日において、泉崎村の住民基本台帳に記録されていない者。 ○定住者向け支援 移住者向け支援の対象外でかつ住宅取得契約日において40歳以下である者 【対象経費】 住宅の取得
泉崎村		総務課		0248-53-2111	泉崎村空き家改修・除却等支援 事業	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/news/page002026.html">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/news/page002026.html</a>	空き家	補助金	空き家の改修・除却等に係る経費の一部を助成する。 ・空き家の改修等(自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等) 最大150万円+地域活性化加算額60万円 ・空き家の除却等(自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等) 最大80万円	【対象者】 ○空き家の改修等 県外移住者・子育て世帯・新婚世帯・既空き家居住者(3ヶ月以上居住の実態が無かった戸建て住宅に既に居住している者) ○空き家の除却等 県外移住者・子育て世帯・新婚世帯 【対象経費】 ○空き家の改修等 自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等に係る費用 ○空き家の除却等 自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等に係る費用
泉崎村		総務課		0248-53-2111	住宅用太陽光発電システム設置 補助金	<a href="https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/kankyo/taiyoko/page000057.html">https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/kurashi-tetsuduki/kankyo/taiyoko/page000057.html</a>	省エネル ギー化	補助金	村内に住所を有し、自らが居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)にシステムを設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。 太陽電池モジュールの最大出力の合計値4kwを上限とし12万円を限度額とする。(kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入して得た数値に3万円を乗じる。千円未満の端数は切り捨てる。)	【対象者】 村内に住所を有し、自らが居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)にシステムを設置する個人で次のいずれかに該当する者 ・太陽光発電システムを既存住宅又は新築住宅に設置された方 ・太陽光発電システムが設置された建売住宅を購入された方
泉崎村		建設水道課		0248-53-2114	泉崎村木造住宅耐震診断者派遣 事業		耐震化	補助金	泉崎村内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、泉崎村が、予算の範囲内において耐震診断等を行う建築士等を派遣して耐震診断等をする事により住宅の耐震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いむらづくりを推進する事を目的とする。	【対象住宅】 ・泉崎村に住所を有する所有者が自ら居住する住宅 ・工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 ・従来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅 ・過去に、泉崎村木造住宅耐震診断者派遣事業等を受けていない住宅
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	ゆったり通勤奨励金		住宅新築・ 取得	補助金	【補助額】 鉄道利用に係る定期券代相当額全額を初回申請年月日から3箇年若しくは300万円を限度に奨励金として交付する。	【対象者】 村から分譲地を新たに300㎡以上購入し、当該土地に自らの住宅を建築した者で、当該住宅に居住し、村外に鉄道を利用し、通勤する者 【対象経費】 定期券代

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	健康増進奨励金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ゴルフ会員権相当額を30万円を限度に奨励金として交付する。	【対象者】 村から分譲地を新たに購入し、福島県南地域のゴルフ会員権を購入した者 【対象経費】 ゴルフ会員権会費
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	住宅ローンスーパーサポート123奨励金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 土地及び建物における借入額に対し、元利均等償還方式の年利1.23%の利息相当分を、返済開始日から15年間分について、300万円を限度に、奨励金として一括交付する。	【対象者】 平成20年7月1日以降に村から分譲地を購入し、土地及び建物について、25年以上のローンを設定した者 【対象経費】 土地及び建物における借入額
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	安心保障しつかり奨励金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 泉崎村内の建築業者と契約し、住宅を建築した場合、建築延床面積1坪当たり1万円で、40万円を限度に奨励金として交付する。	【対象者】 村から分譲地を購入し、平成20年7月1日以降に住宅を建築した者
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	建売住宅建築販売奨励金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 販売区画1区画につき、300㎡未満の区画については土地代金の25%、300㎡以上の区画については土地代金の30%を300万円限度に、奨励金として一括して交付する。	【対象者】 建売住宅の販売目的に村から分譲地を購入し、住宅を建築した事業者 【対象経費】 販売区画の土地代金
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	ゆとり買い増し奨励金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 1 販売区画1区画につき、300㎡未満の区画については土地代金の25%、300㎡以上の区画については土地代金の30%を300万円限度に、奨励金として一括して交付する。 2 2区画目から、販売区画1区画につき、300㎡未満の区画については土地代金の25%、300㎡以上の区画については土地代金の30%を300万円限度に、奨励金として一括して交付する。	【対象者】 1 村の分譲地を購入した方及び購入した方の親族（2親等まで）で、平成21年1月1日以降に新たに村から分譲地を購入する場合 2 平成21年1月1日以降に、村から分譲地を2区画以上購入する場合
泉崎村		産業経済課		0248-53-2430	愛郷移住特別支援金		住宅新築・取得	補助金	【補助額】 1 土地代金の20%を、200万円限度に、移住支援金として交付する。 2 土地代金の50%を、移住特別支援金として交付する。	【対象者】□ 1 平成22年4月1日以降に村から分譲地を購入し、5年以内に住宅建築に着手する者。 2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、住宅で大規模半壊以上罹災した者及び福島原発放射能被害により避難を余儀なくされた者が、村から分譲地を購入した場合
中島村		保健福祉課		0248-52-2174	日常生活用具給付事業(住宅改修費助成事業)	<a href="http://www.vill-nakajima.jp/page/page000095.html">http://www.vill-nakajima.jp/page/page000095.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修 同一住宅につき助成対象20万円(うち1割自己負担/限度額18万円)	身体障害者手帳(3級以上) ※特殊便器への取り替え(上肢2級以上)
中島村		保健福祉課		0248-52-2174	居宅介護(介護予防)住宅改修費支給	<a href="http://www.vill-nakajima.jp/page/page0000923.html">http://www.vill-nakajima.jp/page/page0000923.html</a>	バリアフリー化	その他	住宅改修に要した費用額(限度額20万円 自己負担1割～3割)	【対象者】要介護・要支援認定者 【住宅改修内容】 ○手すりの取り付け ○段差の解消 ○滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替 ○洋式便器等への便器の取替 ○その他改修に付帯して必要となる改修
中島村		建設課		0248-52-3484	合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	5人槽:332,000円 7人槽:414,000円 10人槽:548,000円	下水道法第4条第1項の許可区域外及び農業集落排水処理区域外に合併処理浄化槽を設置する者
中島村		建設課		0248-52-3484	木造住宅耐震診断者派遣事業		防災対策	その他	耐震診断者の派遣 個人負担額:一戸あたり6,000円	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
矢吹町		都市整備課	管理係	0248-42-2116	若者定住支援事業	<a href="http://www.town.yabuki.fukushima.jp/">http://www.town.yabuki.fukushima.jp/</a>	住宅新築・取得	補助金	新築・購入 限度額50万円 (床面積、町内在住者、町外転入者により異なる)	町内に10年以上定住する平均年齢40歳以下の夫婦又は義務教育を修了するまで子供を養育している年齢40歳以下のひとり親
矢吹町		都市整備課	都市計画係	0248-42-2116	木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.town.yabuki.fukushima.jp/">http://www.town.yabuki.fukushima.jp/</a>	耐震化	補助金	耐震診断者の派遣 個別負担は消費税相当額	昭和56年5月31日以前に建築された3階建て以下の戸建て木造住宅
矢吹町		上下水道課	上下水道係	0248-44-5152	矢吹町合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page000642.html">https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page000642.html</a>	環境対策	補助金	【補助額】 ○合併浄化槽を設置する方へ、人槽に応じて補助金を交付 ①新築住宅に設置する場合 5人槽・・・166,000円(130㎡以下) 7人槽・・・207,000円(130㎡以上) 10人槽・・・274,000円(2世帯住宅) ②単独浄化槽や汲み取り便槽から切り替える場合 5人槽・・・332,000円(130㎡以下) 7人槽・・・414,000円(130㎡以上) 10人槽・・・548,000円(2世帯住宅)	【対象者】 ・公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の認可区域以外の地域内において、住宅及び共同住宅等に設置しようとする者 ・町の誘致決定を受けた事業施設等に設置しようとする者 ・公共下水道事業及び農業集落排水施設事業の認可区域内であるが、下水道に接続できない者 ・町税等を滞納していない者 【対象経費】 住宅の新築および改修に伴う合併浄化槽の設置
矢吹町		上下水道係	業務係	0248-44-5152	排水設備工事融資斡旋制度	<a href="https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page000600.html">https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page000600.html</a>	環境対策	利子補給	【斡旋限度額】 ・住宅については一戸あたり50万円まで。 ・集合住宅(アパート)等については一棟あたり200万円まで。 【融資日】 ・毎月15日(休業日の場合は翌日営業日) 【返済】 ・借りた日の属する月の翌月から毎月、元金均等償還(1万円以上/50ヶ月以内)	【対象者】 ・下水道の処理区域内で、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する工事(汚水管が公共下水道に直結)及び生活排水を排除する排水設備工事を供用開始の日から3年以内に完了した人(申請も含む) ・町税等を滞納していない人(保証人も同様であること) ・町内に在住し、世帯を別にする連帯保証人1人を有する人 ※新築工事は除くものとする

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢吹町		商工観光課	地域活性化係	0248-42-2119	来て「やぶき」空き家取得支援金	<a href="https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page009850.html">https://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page009850.html</a>	空き家	補助金	【補助金】 空き家バンクに登録されている空き家を取得し、自ら居住する者に最大170万円を支給する。	【対象者】 ・空き家バンクに登録されている空き家を取得し、自ら居住する者。 ・移住から2年以内かつ、令和6年4月1日以降に取得された住宅であり、県外から移住した方。 ※交付要綱で定めた交付要件に該当した場合が対象。
棚倉町		整備課	都市計画係	0247-33-2114	棚倉町木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html</a>	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者の派遣を実施するもの。 自己負担額6,000円	(次の要件の全てを満たすもの) ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと
棚倉町		整備課	都市計画係	0247-33-2114	棚倉町木造住宅耐震改修助成事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000941.html</a>	耐震化	補助金	耐震診断により耐震改修が必要と診断された木造住宅を対象に耐震改修費用の一部を補助。耐震改修工事に要した費用の1/2以内の額で、補助金の上限額は以下のとおり。 ・一般耐震改修工事 1,150,000円 ・簡易耐震改修工事 690,000円 ・部分耐震改修工事 690,000円	(次の要件の全てを満たすもの) ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手された在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の戸建て住宅 ・過去にこの耐震診断を受けていないこと。 ・耐震診断により耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの。 ・以前にこの補助金の交付を受けたことがないもの。 ・町税や町が徴収する負担金及び使用料、上下水道料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していないこと
棚倉町		企画観光課	企画調整係	0247-33-2112	棚倉町空き家改修等支援事業	<a href="https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/sumai-kankyo-eisei/akiyataisaku/page001123.html">https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/sumai-kankyo-eisei/akiyataisaku/page001123.html</a>	空き家	補助金	補助対象経費の1/2(上限50万円)を補助する。	県外からの移住者又は避難者(被災者)等が自ら居住することを目的に空き家の改修又は除却を行う際に補助金を交付する。 ※詳細な要件等についてはホームページに掲載されています。
棚倉町		企画観光課	企画調整係	0247-33-2112	たな暮らし住宅取得等支援事業	<a href="https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/page002905.html">https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/page002905.html</a>	住宅新築・取得	補助金	基本額(助成要件により5万円から30万円)と加算額(条件により最大30万円)を補助する。	町内に新たに住宅を取得した若者世帯及び子育て世帯、多世代での同居・近居を目的に増改築した子育て世帯に対し取得費用等の一部を助成する。 ※詳細な要件等についてはホームページに掲載されています。
棚倉町		企画観光課	企画調整係	0247-33-2112	定住促進空き家取得補助事業	<a href="https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/sumai-kankyo-eisei/akiyataisaku/page001646.html">https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/sumai-kankyo-eisei/akiyataisaku/page001646.html</a>	空き家	補助金	補助対象経費の1/2(福島県が実施する「来て ふくしま住宅支援事業」の補助基本額を含めた上限50万円)を補助する。	県外からの移住者が自ら居住することを目的に空き家を取得する際に補助金を交付する。 ※詳細な要件等についてはホームページに掲載されています。
棚倉町		健康福祉課	高齢者係	0247-33-7801	棚倉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の10分の9の額とし、1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。(ただし、180,000円を限度とする)	【対象者】 介護保険の認定を受けていない65歳以上の方 【対象改修】 ・1棟につき1回限り ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り止めの防止及び移動円滑の為の床材の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への取り替え
棚倉町		上下水道課	下水道係	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	排水設備工事助成事業	<a href="http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html">http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page000178.html</a>	環境対策	補助金	排水設備設置工事に対する助成金30,000円	公共下水道施設または農業集落排水施設の公共ますに接続する排水設備工事(令和9年3月まで)
棚倉町		上下水道課	下水道係	上下水道課 下水道係 (0247-33-2119)	合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/jo-gesuido/page000030.html">https://www.town.tanagura.fukushima.jp/jumin/jo-gesuido/page000030.html</a>	環境対策	補助金	・浄化槽の設置補助 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 ※ 家屋を新築、及び更地にして建て替えた場合は、上記の1/2の額となる。 ・撤去に要する補助 単独浄化槽の撤去 60,000円 汲取便槽の撤去 45,000円 ・単独浄化槽及び汲取便槽を撤去し浄化槽を設置する場合の配管工事に要する費用 100,000円	公共下水道及び農業集落排水事業実施計画区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置するとき。
矢祭町		事業課	事業グループ	事業課 (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震診断者派遣事業(安全安心耐震促進事業)		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断費用の助成・個人負担額6,000円(木造住宅の耐震診断)	1. 町内に居住する住宅(専用・併用) 2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下) 3. 以前に耐震診断を受けていないこと
矢祭町		事業課	事業グループ	事業課 (0247-46-4577)	矢祭町木造住宅耐震診断者派遣事業(安全安心耐震促進事業)		耐震化	補助金	住宅の耐震診断を実施した結果をもとに補強工事の費用の助成 ・一般耐震改修:100万円を上限として、工事費用の1/2以内 ・簡易耐震改修:60万円を上限として、工事費用の1/2以内 ・部分耐震改修:35万円を上限として、工事費用の1/2以内	1. 町内に居住する住宅(専用・併用) 2. 昭和56年5月以前の木造住宅(3階以下) 3. 以前に耐震診断を受けていること

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢祭町		事業課	地域振興グループ	事業課 (0247-46-4575)	矢祭町個人住宅改良支援事業補助金	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000612.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000612.html</a>	その他	補助金	子育て世帯の町内定住化を図るために、町内外の子育て世帯が矢祭町内における住宅取得等の費用を補助する。 ・町内在住者が矢祭町内に住宅を新築（3.3平方メートルあたり2万円、上限100万円） ・町外在住者が矢祭町内に住宅を新築（3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円） ・町内在中の親等との同居を目的とした増築（3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円） （町内の業者による施工の場合は20万円加算） ・町内在住者が矢祭町内に中古住宅を取得（3.3平方メートルあたり5万円、上限25万円） ・町外在住者が矢祭町内に中古住宅を取得（3.3平方メートルあたり1万円、上限50万円） ・県外から転入し、新築住宅を取得する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金（上限100万円）を支給	1. 町内に居住する住宅 2. 町税等の未納がないこと
矢祭町		事業課	地域振興グループ	事業課 (0247-46-4575)	矢祭町子育て世帯定住支援事業助成金	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000613.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000613.html</a>	住宅新築・取得	補助金	子育て世帯の町内定住化を図るために、町内外の子育て世帯が矢祭町内における住宅取得等の費用を補助する。 ・町内在住者が矢祭町内に住宅を新築（3.3平方メートルあたり2万円、上限100万円） ・町外在住者が矢祭町内に住宅を新築（3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円） ・町内在中の親等との同居を目的とした増築（3.3平方メートルあたり4万円、上限200万円） （町内の業者による施工の場合は20万円加算） ・町内在住者が矢祭町内に中古住宅を取得（3.3平方メートルあたり5万円、上限25万円） ・町外在住者が矢祭町内に中古住宅を取得（3.3平方メートルあたり1万円、上限50万円） ・県外から転入し、新築住宅を取得する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金（上限100万円）を支給	1. 子育て世帯であること 2. 町税等の未納がないこと 3. 暴力団員その他近隣の住居の平穏を著しく害する恐れのある者でないこと
矢祭町		事業課	地域振興グループ	事業課 (0247-46-4575)	矢祭町行政分譲地建築助成金	<a href="https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000952.html">https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000952.html</a>	住宅新築・取得	補助金	行政分譲地（矢祭ニュータウン）の土地を購入し、住宅を建築する世帯を支援するため、その費用を一部補助する。 下記(1)～(3)の中から申請者が該当するものを選択 (1) 申請時の1年以上前から町内に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 60,000円 (2) 申請時の1年以上前から県内の他市町村に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 80,000円 (3) 申請時の1年以上前から県外に住所を有する又は、最後に有してから1年を経過しておらず、かつその期間が1年以上ある場合： 延床面積3.3平方メートルあたり 100,000円 ・県外から転入する方へ福島県が実施する住宅取得支援事業助成金（上限100万円）を支給	(1) 町と行政分譲地の売買契約を締結したもの (2) 行政分譲地に係る売買契約締結後1年以内に建築業者と同様に住宅を新築するための工事請負契約を締結したもの (3) 直近3年度の市町村税の滞納がないもの (4) 申請者及び同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他近隣の住居の平穏を著しく害するおそれのあるものでないこと
矢祭町		事業課	地域振興グループ	事業課 (0247-46-4575)	矢祭町空き家改修等支援事業補助金	<a href="https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000953.html">https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000953.html</a>	その他	補助金	(1) 空き家の所有者または賃借される方を対象に改修などの費用を補助する。補助金の額は下記の①～③を組み合わせて決定する。 ① 改修に要する費用：補助対象経費の2分の1以内かつ最大150万円（二地域居住者は最大80万円） ② ハウスクリーニングや残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等に要する費用：補助対象経費の2分の1以内 かつ 最大30万円 ③ 地域活性化加算額：下記ア～ウの要件を満たす場合、要件毎に20万円。加算の上限は60万円 ア 空き家バンクに登録された空き家 イ 下記の年齢や世帯構成に関する要件を満たすこと ・補助対象者が移住者であり、かつ年齢が39歳以下 ・補助対象者が移住者であり、かつ新婚世帯又は子育て世帯 ウ 矢祭町内業者が改修工事を実施すること エ 改修後の住宅に供する部分の床面積が一般型誘導居住面積水準以上であること (2) 空き家所有者の方の自らが居住するための建て替えに伴う解体・残置物処分・庭木の剪定などの費用を補助する。 補助対象経費の2分の1以内かつ最大800千円	(1) -対象物件- ・矢祭町に存する戸建住宅で、3ヶ月以上居住の実態がないもの住宅 ・矢祭町空き家バンクに登録されている戸建て住宅 -対象となる方- ・移住者 ・二地域居住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者 ・既空き家居住者 (2) -対象物件- ・補助対象者が自ら居住するために購入、相続又は受贈した敷地に存する空き家 ・交付申請後に対象工事が完了するものであり、かつ交付申請年度内に完了するものであること。 ・空き家の解体後、1年以内に同一敷地内に補助対象者が自ら居住するための戸建て住宅に定住すること。 ・交付申請日の属する年度の4月1日以降に購入または相続した空き家であること。 -対象となる方- ・移住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者
矢祭町		町民福祉課	健康づくりグループ	町民福祉課 (0247-46-4581)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000071.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000071.html</a>	バリアフリー化	補助金	高齢者が居住する住宅の手すりの設置、洋式便座や各種バリアフリー対応に改修する費用の助成・改修費用の90%（上限18万円）	60歳以上の高齢者が居住する住宅
矢祭町		町民福祉課	生活環境グループ	町民福祉課 (0247-46-4574)	合併浄化槽設置補助金交付事業	<a href="http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000464.html">http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000464.html</a>	環境対策	補助金	合併浄化槽を設置する者に対する補助金 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8～10人槽：548,000円 ・11～50人槽：国の基準に準ずる	合併浄化槽の新規設置をしようとする者
矢祭町		自立総務課	税務グループ	自立総務課 (0247-46-4579)	矢祭町二・三世帯同居支援事業に係る新築住宅等の固定資産税の特別措置		同居対応	その他	親と子及び孫が同居するために、新築又は購入等をした住宅に課する固定資産税を軽減する。 ・平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新築又は購入された住宅（地方税法により固定資産税の減額を受けた住宅の未減額分）	1. 対象住宅を所有する納税義務者であり、町税等の滞納をしていないことが確認できる者 2. 二・三世帯が同居しており、継続する意思がある者 3. 店舗や事務所などと併用している住宅の場合は、居住部分が2分の1以上であれば対象

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
矢祭町		事業課	地域振興グループ	事業課 (0247-46-4575)	矢祭町空き家除却支援補助金	https://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page001135.html	空き家	補助金	空き家を除却される方を対象に除却費用を一部補助 ・補助対象経費の1/2 (上限50万円)	1. 空き家の所有者もしくは相続人 2. 町内および居住する市区町村に税金の滞納がないもの 3. 過去にこの補助金の交付を受けていないもの 4. 法人でないもの (特定空き家などの所有者および非営利団体を除く)
矢祭町		自立総務課	企画財政グループ	自立総務課 (0247-46-4579)	矢祭町再生可能エネルギー推進事業補助金	http://www.town.yamatsuri.fukushima.jp/page/page000552.html	環境対策	補助金	再生可能エネルギー等の有効利用の推進と低炭素社会の実現に寄与するため、環境保全対策を促進する設備を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電設備の最大出力1キロワットあたり4万円 (上限16万円) ・定置用リチウムイオン蓄電池の設備経費の10分の1 (上限15万円) ・木質バイオマス燃焼機器のストーブ 1設備につき設備経費の10分の1 (上限5万円) ・木質バイオマス燃焼機器のボイラー 1設備につき設備経費の10分の1 (上限10万円)	自ら居住する又は居住しようとする町内の住宅 (店舗等との併用住宅を含む) に対象システムを設置する個人で、次のいずれかに該当する者 1. 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 2. 対象システムが設置された新築住宅を購入する者 3. 災害時に地域でお互いに支え合える共助への協力ができる者 *補助金の交付を受けることができない者 ①借りている住宅に設置する者 ②町税等を滞納している世帯の者 ③この補助金の交付をすでに受けている者
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町住宅取得支援事業補助金	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/section.php?code=6	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ・補助基本額は交付対象経費の1/2で限度額は140万円 ・次に掲げる要件に該当する場合は要件ごとに20万円を加算する。但し、基本額と加算額の合計額が交付対象経費の2分の1に達する場合は当該加算はしないものとする。 (1) 交付申請時において、同居する世帯員に義務教育終了前の子供がいる場合 (2) 交付申請時において、補助対象者及び世帯員のいずれかが雇用保険の対象となる労働契約を締結し、町内へ就業した場合 (3) 補助対象住宅の建築を町内の建築業者(町に法人税を納付している法人又は町内に住所を有する個人事業主)が請け負う場合 ・「来て ふくしま 住宅取得支援事業」による補助基本額を含めた額とし、第2項に規定する加算額は福島県が施行する「来て ふくしま 住宅取得支援事業」による地域活性化要件加算額を含めた額とする。	【対象者】 (1) 基準日において県外移住者であり、補助対象住宅に居住する者であること。ただし、以前町民であった者にあつては、町民でなくなった日から1年以上経過した後に再び町内に転入した者とする。 (2) 補助対象者及び同居する世帯員がいる方で補助対象住宅の所在地に住居登録をしていること。 (3) 補助金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して10年以上継続して、交付対象住宅に居住すること。 【対象経費】 (1) 土地取得費 (2) 外構工事等(住宅修繕及び模様替えの費用を含む)に要する経費 (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費 (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町木造住宅耐震改修支援事業補助金	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/section.php?code=6	耐震化	補助金	【補助額】 (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ1,000,000円以内の額。 (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額。 (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ600,000円以内の額。	【対象者】 (1) 前条に規定する住宅の所有者又は居住者で耐震改修工事を行う者。ただし、個人に限る。 (2) 町税を滞納していない者。 2 前項第1号に定める工事は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有するものが設計及び工事監理を行うものとする。
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町ブロック塀等改修等支援事業補助金	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/section.php?code=6	耐震化	補助金	【補助金】 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内かつ10万円以内の額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てたものとする。	【対象者】 (1) 個人であること。 (2) 町税の滞納をしていないこと。 (3) 当該ブロック塀等の所有者又は所有者の世帯員であること。 【対象事業】 (1) ブロック塀等の取壊し及び取壊しによって生じた廃棄物の運搬及び処分 (2) 除却部と存置部の取り合いの補修 (3) ブロック塀等を除却した場所への建替 (4) 既存のブロック塀等の補強
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町多世代同居・近居推進事業補助金	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/section.php?code=6	同居対応	補助金	【補助金】 埴町が交付する補助金の額は、下記の(1)から(3)の合計額と対象経費の2分の1のいずれか低い額とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。 (1) 補助基本額 1申請あたり25万円 (2) 子ども加算額 子ども1人につき5万円(3人を上限とする) (3) 県外移住世帯加算額 1申請あたり10万円 2 前項の規定にかかわらず、福島県多世代同居・近居推進事業による補助金の額と本事業の補助金の額の合計が、対象経費の2分の1を超える場合、本事業の補助金の額は対象経費の2分の1から福島県多世代同居・近居推進事業による補助金の額を差し引いた額とする。 3 補助金額の算出において、福島県多世代同居・近居推進事業による補助金の額が対象経費の2分の1に達している場合は本要綱に基づく補助金は支給しない。	【対象者】 この補助金の対象者は、埴町内で新たに多世代同居又は近居するため第2条に掲げる住宅取得等を行う者で次の全てに該当する者(以下「補助事業者」という。)とする。 (1) 福島県多世代同居・近居推進事業について福島県多世代同居・近居推進事業補助金交付要綱第8条に基づき、補助金額確定通知書(第6号様式)の交付を受けた者。 (2) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。 (3) 住宅取得等の対象となる住宅の所有者は、多世代同居又は近居を行う者であること。 (4) 多世代同居又は近居を始める世帯員全員が、市区町村税の滞納がないこと。 (5) 多世代同居又は近居を行う世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員でないこと。
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町住宅浸水対策改修等工事費補助金		環境対策	補助金	【補助金】 (1) 浸水対策等改修工事 100万円 (2) 設備機器かさ上げ工事 30万円	【対象者】 (1) 補助対象工事(設備機器かさ上げ工事を除く。)に要した費用が10万円以上であること。 (2) 販売目的で所有する住宅又は敷地に係る工事ではないこと。 (3) 町内に住民票を有する者が居住している住宅の工事であること。 (4) 確実に浸水対策の機能向上を図ることが見込まれること。
埴町		まち整備課	まち管理係	0247-43-2117	埴町木造住宅耐震診断者派遣業務	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/section.php?code=6	耐震化	その他	【個人負担額】 耐震診断者の派遣に要する費用は、当該木造住宅1戸当たり156,000円を限度として、埴町が負担するものとする。	【対象住宅】 (1) 所有者が自ら居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) (3) 在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
埴町		健康福祉課	高齢者支援係	0247-43-2115	埴町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.town.hanawa.fukushima.jp/page/dir000166.html	バリアフリー化	補助金	【補助金】 助成の金額は、180,000円を限度とする。 住宅改修に係る費用の1割は、個人負担とする。	【対象者】 この事業の助成の対象者は、60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く。)とする。 【対象住宅】 この事業の助成の対象となる改修は、要介護(要支援)状態とならないよう実施する改修であって、その種類は介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修とする。ただし、1棟につき1回限りとする。
鮫川村		地域整備課	建設係	0247-49-3114	木造住宅耐震化支援事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002542.html	耐震化	補助金	【木造住宅耐震診断派遣事業】 ○木造住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断者を派遣します。 ・自己負担額6,000円 ※その他、耐震診断者に要する費用は、村が負担します。 【木造住宅耐震改修支援事業】 ○木造住宅の耐震改修工事等に要する費用の一部を補助します。 ・耐震改修工事費の50%(上限115万) ※工事内容によって上限金額が変わります。	【木造住宅耐震診断派遣事業】 ・鮫川村全域の、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に工事が着工されたもの。)で、建設された木造3階建て以下の住宅。 ・過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅 【木造住宅耐震改修支援事業】 ○補助対象者は、次の条件を満たす戸建て木造住宅の所有者等(所有者、賃貸者、購入予定者)で、村税を滞納していない方。 ・所有者が自ら居住する若しくは住宅を購入し、購入者が自ら居住する予定の専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べの1/2以上のもの) ・耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないと判断された住宅 ・昭和56年5月31日以前に建てられた住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組み工法などによる木造3階建て以下の住宅
鮫川村		地域整備課	環境係	0247-49-3114	鮫川村浄化槽設置整備事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002542.html	環境対策	補助金	【浄化槽設置補助金】 ・5人槽(住宅面積が130m2未満) 332,000円 ・7人槽(住宅面積が130m2以上) 414,000円 ・10人槽(2世帯住宅など) 548,000円 【単独処理浄化槽及びくみ取り便槽撤去補助金】 ○住宅の改築により、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を完全撤去し浄化槽を設置する場合 ・単独槽(同一敷地内へ合併処理浄化槽を設置) 90,000円 ・ ” (同一敷地外へ合併処理浄化槽を設置) 60,000円 ・くみ取り便槽 60,000円 ○住宅の新築により、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を完全撤去し浄化槽を設置する場合 ・単独槽 30,000円 ・くみ取り便槽 30,000円	【対象者】 ○本村に住所を有する者(ただし、浄化槽設置完了後に住所を村内に移し、浄化槽を継続的に使用し、適正な維持管理を確実に行うと認められる者についてはこの限りでない) ○地方税を滞納していない者
鮫川村		住民福祉課	福祉係	0247-49-3112	高齢者やさしい住まいづくり助成事業	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001658.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修費用20万円を限度に9割(上限18万円)を助成	【対象者】 75歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く) 【対象工事等】 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替えなど
鮫川村		産業振興課	企画商工係	0247-49-3113	鮫川村移住定住促進補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002217.html	住宅新築・取得	補助金	○移住者居住支援事業 ・補助率：基本額30万円+移住者加算額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円 ○戸建て中古住宅取得補助事業 ・補助率：基本額20万円+移住者加算額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円 ○若年層定住促進補助事業 ・補助率：基本額40万円+子育て加算額(※15歳未満1名につき)15万円+村内請負業者加算10万円 ※いずれの補助事業も鮫川村宅地分譲地販売促進事業補助金交付者は該当しない。	【対象者】 ○移住者居住支援事業：45歳未満の移住者で、新築住宅(令和3年4月1日以後に登録した物件)を取得した方。 ○戸建て中古住宅取得補助事業：45歳未満の移住者で、中古住宅(令和3年4月1日以後に契約締結した物件)を取得した方。※建築後3年を超える建物。 ○若年層定住促進補助事業：45歳未満の定住者で、新築住宅(令和3年4月1日以後に登録した物件)を取得した方。 【対象経費】 ・住宅の取得 ※いずれの補助事業も鮫川村宅地分譲地販売促進事業補助金交付者は該当しない。
鮫川村		産業振興課	企画商工係	0247-49-3113	鮫川村結婚新生活支援事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002666.html	住宅新築・取得	補助金	婚姻に伴う新生活にかかる住居費、引っ越し費用の一部を支援する。 【1世帯あたりの補助上限額】 ・夫婦共に30歳未満：60万円 ・夫婦双方又は一方が30歳以上：30万円	【対象者】 ・新規に婚姻した世帯(申請年度の前年度1月1日から申請年の3月31日までの間に婚姻届けを提出し受理された夫婦。)で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の所得を合わせて500万円未満(※)の世帯。(※貸与型奨学金を返還している世帯は、年間返済額を夫婦の合算所得から差し引く。) 【対象経費】 ・婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用 ※リフォームのうち空き家については、鮫川村空き家改修等支援事業補助金のみ交付とする。
鮫川村		産業振興課	企画商工係	0247-49-3113	鮫川村空き家改修等支援事業補助金	https://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page002278.html	空き家	補助金	空き家の改修、除却及び調査を行った際に補助金を交付。 【補助額】 ○改修：経費の2分の1以内かつ最大150万円 ○ハウスクリーニング費用：経費の2分の1以内かつ最大30万円 ○空き家の除却：経費の2分の1以内かつ最大80万円 ○空き家の調査：経費の2分の1以内かつ最大40万円	【対象者】 ○改修、ハウスクリーニング、除却：移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、避難者、被災者 ○調査：所有者、相続予定者、購入予定者、賃借予定者 【対象経費】 ・対象空き家に自ら居住するための改修、ハウスクリーニング、残置物処理費用 ・自ら居住するために購入した敷地にある空き家解体等費用 ・空き家の状況調査及び報告書作成費用